

## 刑法 出題の意図

本問は、共犯者間の錯誤、それも同一構成要件内における「客体の錯誤」及び「異なった構成要件間の錯誤」の理解を問う問題である。

他の論点（共謀共同正犯の成否、実行行為者Yの刑事責任）については、問題文中において確定しているため、前記錯誤の問題に特化して論ずることとなるが、本問では、前記のとおり、具体的事実の錯誤（同一構成要件間における錯誤）と抽象的事実の錯誤（異なった構成要件間における錯誤）が混在しているので、法定的符合説の立場から論じるにしても、両錯誤に共通して述べるべき事項と個別的に検討する事項とを整理して論述する必要がある。

本問では、責任は非難可能性を意味するところ、そもそも故意責任はいかなる点に非難可能性が認められるのかという、故意責任の本質につき自らの理解を示した上で、事実の錯誤について、法定的符合説の立場から、故意が阻却される場合とその要件及びその理由について故意責任の本質と関連していかに論理的に論じられるか、つまり錯誤論につき責任の本質からきちんと理解しているかを試すために出題した。